

届 出 对 象 区 域 に つ い て

【届出対象区域】

- 1 都市計画施設の区域内に所在する土地（200㎡以上）
 - （1）都市計画道路や都市計画公園など、都市計画施設の所在については、都市計画図をご確認のうえ、都市計画課までお問い合わせください。
 - （2）200㎡以上の土地の一部でも区域に含まれれば届出の必要があります。

- 2 都市計画区域内に所在する次の土地（200㎡以上）
 - （1）道路法による道路区域
 - （2）都市公園法により都市公園を設置する区域
 - （3）河川法による河川予定地
 - （4）その他
 - ア 文化財保護法により指定された史跡、名勝、天然記念物に係る土地で、公報で広告されたもの
 - イ 港湾法により公示された港湾計画に定める港湾施設の区域内
 - ウ 航空法により飛行場の用に供する土地の区域として告示された土地
 - エ 高速自動車国道法により高速自動車国道の区域として指定された区域
 - オ 全国新幹線鉄道整備法により行為制限区域として指定された土地
 - （5）土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業の施行区域、新都市基盤整備事業又は住宅街区整備事業の施行区域（200㎡以上）
 - （6）生産緑地地区の区域（200㎡以上）

- 3 5,000㎡以上の市街化区域内の土地

- 4 10,000㎡以上の都市計画区域内の土地

【届出の適用除外となるもの】

- 1 国、地方公共団体等と政令で定める法人に譲り渡す場合か、これらの者が譲り渡す場合
- 2 文化財保護法第 46 条か大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 87 条の規定の適用を受けるもの
- 3 都市計画施設又は土地収用法第 3 条各号に掲げる施設に関する事業その他これらに準ずるものとして政令で定める事業の用に供するために譲り渡されるもの
- 4 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた開発行為の開発区域に含まれるもの
- 5 都市計画法第 52 条の 3 第 1 項の公告の日の翌日から 10 日を経過した後の当該公告に係る市街地開発事業等予定区域、若しくは同法第 57 条の 2 で施行予定者が定められている都市計画施設の区域内等の土地の区域に含まれるもの。同法第 57 条第 1 項の公告の日の翌日から 10 日を経過した後の当該公告に係る同法第 55 条第 1 項に規定する事業予定地に含まれるもの。又は同法第 66 条の公告の日の翌日から 10 日を経過した後の当該公告に係る都市計画事業を施行する土地の区域に含まれるもの
- 6 前記の届出に係るもので、第 8 条に規定する期間の経過した日の翌日から 1 年を経過する間に、当該届出をした者により有償で譲り渡されるとき
- 7 国土利用計画法第 12 条第 1 項で指定された規制区域
- 8 国土利用計画法第 27 条の 4 第 1 項に規定する土地売買等の届出を要するもの
- 9 面積が政令で定める規模未満のもの、その他政令で定める要件をみたすもの